

**「KYOのあけぼのプラン(第3次) - 京都府男女共同参画計画 - 」(中間案)  
に対する意見募集結果(26件 13人・団体)**

項目	意見	府の考え
1 参画	管理職の女性比率は、府と民間企業であり差がない。府が率先して女性比率を引き上げることが必要。	京都府では管理職の女性登用に取り組んできており、平成22年度は8.2%と、目標の8%を達成しました。今後も、管理職の女性登用に京都府が率先して取り組みます。
2 理解	性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基礎にした男女平等感をみんなのものにするため、男女平等教育を学校現場で実践できるよう教員の増も含め、きちんと位置づけるべき。	京都府教育委員会では、平成17年度から年次計画のもとに作成した人権学習資料集の中に、「女性の人権問題」として男女共同参画社会の実現を目指した内容を取り上げています。 この学習資料集等を各学校における人権学習や教職員研修に活用して、男女が互いに尊重し協力し合い、よりよい社会を築いていこうとする態度を養うことができるよう、発達段階に応じた人権学習の充実や、教職員の人権意識の向上に取り組んでいます。
3 就業	M字カーブ問題で、就業者と就業希望の無業者との乖離をなくすための施策を検討するべき。	出産等の際して、働き続けたい女性が退職しなくてもよいように、職場の意識・慣行の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進について、ワーク・ライフ・バランスセンターを開設し、啓発や好事例の発信、アドバイザーの派遣など企業への働きかけを行います。また、マザーズジョブカフェにおいて保育と就業の情報をワンストップ(一箇所)で提供するなど、子育てなどをしながら働きたい女性を支援します。
4 就業	不本意ながら出産退職する女性がまだ多い。出産退職した女性へのアンケート等で実態を把握し、事業所等の指導が必要。	
5 就業	女性の正規雇用率を上げなければ、男女平等も進まない。セクハラやパワハラの防止を事業所に求めることも必要。	男女の雇用機会の均等やセクシュアル・ハラスメント対策について、広報・啓発や労働相談等を実施していきます。
6 就業	学校で職業を自由に選べると教え、求人票も性別無記載になっても、実際には女子は採用されないことがある。計画に理想を書くだけでなく、現実を変えるためにどうするかが大切。	
7 就業	公契約で、女性が自立して生活できる賃金保障、男女差別の禁止、男女平等の推進を義務づけるべき。まず京都府で実践し、府内自治体に広げるべき。	公契約における男女共同参画に取り組む企業等への優遇措置については、検討していきます。
8 就業	在宅就労の支援(パソコン等)や、研修を受けられる場を設けてほしい。	マザーズジョブカフェ等で女性の就業支援のために託児付きの無料のパソコン講座など技能修得や資格取得のための講座を実施しておりますので、ご活用いただきたいと考えております。
9 就業	マザーズジョブカフェに期待しているが、もっと身近で気軽に行けるところに作るべき。市区町村の窓口、ハローワークの窓口など今ある機能の活用も検討するべき。	マザーズジョブカフェは、京都テルサ内に加え、平成23年度には、京都ジョブパーク北部サテライト(福知山市)に設置するとともに、北部・南部地域で巡回相談を実施します。マザーズジョブカフェでは就職のあっせんや保育情報の提供について、国や市町村と連携して運営しています。
10 就業	マザーズジョブカフェで保育情報を提供するのはいよいよ、希望すればみんなが保育所に入れるように、保育所を増やすことが必要。当面、マザーズジョブカフェのような施設を増やすことと、ハローワークに子どもの遊べるコーナーを設けてほしい。	なお、国のハローワークでは、子育て中の女性の求職活動に配慮して、府内のマザーズハローワークやマザーズコーナーのあるハローワークにキッズコーナーが設けられています。
11 仕事と生活	今すすめられている公立保育所の廃止や民営化をやめ、拡充するための財政を含む支援を京都府として検討するべき。	保育所整備については、引き続き市町村と連携して進めていきます。
12 仕事と生活	国で保育所の最低基準をさらに緩和しようという動きがあるが、親が安心して働き子どもたちがのびのびと過ごせるように、最低基準を府独自に持って、堅持前進してもらいたい。	保育所の最低基準については、国の動きを注視しつつ検討していきます。

項目	意見	府の考え
13 仕事と生活	「育児の日」やノー残業デーで早く帰宅しても、その前後の日に残業するだけ。仕事量が減らないと長時間労働は改善しない。	ノー残業デー等の設定は、職場における意識改革等の面で有効な取組の一つであると考えます。長時間労働を前提とした働き方を見直し、男女がともに仕事と家庭生活や地域活動等を両立できる働き方への転換を進めるため、実践講座の開催、インターネットによる情報発信、企業相談、事業所への働きかけや助言等を実施します。
14 仕事と生活	子育て中の女性が働き続けられるように、男性が子育てに関わることが大切で、会社に男性の育休制度があるとよい。	男性の育休取得促進を含むワーク・ライフ・バランスの推進について、アドバイザーの派遣など事業所への働きかけや支援を行うとともに、積極的に取り組む企業の認証や大学への紹介等により、企業の取組を促進していきたいと考えています。
15 仕事と生活	子どもを生み育てやすい環境整備として、出産・育児などの権利取得により賃金が減額されず、昇任昇格で不利にならないようにすることが、男女ともに取得向上につながる。特に中小企業に対して、財政保障など京都府の独自制度創設を検討すべき。	
16 仕事と生活	常勤にこだわったり働く条件を整えるより、子どもを大事に育てられる働き方を選ぶことが大切。	マザーズジョブカフェ等において個人のニーズに応じた子育てと就業の支援を実施するほか、育児・介護等により時間に制約がある人でも経済的自立が可能となる多様な働き方ができる制度やしきみの普及を促進していきます。
17 育児	子どもの虐待事件が多く、多くの人が「自分もそういう状況になるかもしれない」と不安を抱えている。密室での子育てに陥らないよう、親子やグループで気軽に集まれる場所を、もっと地域に公的に整備してもらいたい。	市町村や子育て支援団体と連携して、子育てひろばなど、身近なところで親子が気軽に集える場(機会)の整備・充実や、地域の子育てサークル等の情報提供などを進めます。
18 育児	保育や教育に対して公的責任を明確にし、授業料の完全無料化など、親の経済状況に関係なく子どもの発達権と親の労働権を保障する保育・学童保育行政を進めるべき。児童館・図書館など放課後に子どもが安心していられる場所を保障すべき。	国が平成22年度から公立高等学校の授業料無償化、私立高等学校等の修学支援金制度を設けており、京都府においても、これまでから経済的負担が子どもの教育に影響を与えないよう、特に家庭への負担が大きい高等学校について、修学金や修学支度金を無利子で貸与する全国トップレベルの修学支援制度を実施しています。 また、放課後児童クラブの整備への助成のほか、放課後の児童の居場所づくりについて、引き続き市町村と連携して進めてまいります。 府教育委員会では、放課後や土曜日に学校や身近な社会教育施設等で開催する「京のまなび教室」を推進しており、子どもの安心・安全な居場所の確保や体験活動・学習活動等の充実を図るよう、今後とも各市町村の取組を支援し、更なる充実を図ってまいります。
19 育児	女性が働くことばかりに焦点がいき、子どもを大切に育てることを忘れがちな現状は問題が大きい。	家庭で子育てをする女性への支援も重要と考えており、子育て相談や親子が気軽に集える場の整備等により、子育て家庭の孤立を防ぎ、地域で子育てを支援する取組を進めます。また、家庭や地域の絆や子どもを慈しみ育てることの大切さなどについて、府民の理解を深め、社会全体で子育てに取り組む意識の向上を図ります。
20 育児	子育てにあまりにお金がかかるため、2人目3人目の子どもをあきらめる夫婦が増え、少子化に歯止めがかからない。妊婦健診の助成継続とあわせて、子どもの医療費の無料制度を小学生も視野にいれて拡充すべき。	京都府の独自措置として、小学校6年生までの児童の入院治療費と就学前児童の通院治療費を助成しています。 また、子どもの医療費助成は、子育ての経済的負担の軽減を図る観点から必要不可欠なものと考えており、国に対して早期の制度化を求めています。
21 地域	女性の活動にとって、大きな施設より、気軽に利用できる身近な場所が必要。既成の事業への参加ではなく、自分たちのやりたいことができる場所が必要。	京都府では、地域内外の活動団体の交流・協働の取組をさらに進めるため、各広域振興局に設置されているNPOパートナーシップセンターの体制を強化し、地域の団体の活動拠点としてサテライト施設を設置します。また、協働コーディネーターを派遣し、現場での相談等に対応するなど、女性の活動を支援します。

項目	意見	府の考え
22 安心	国の第3次基本計画と同じく、「障がい者や在日外国人」は「人」の問題として記載されているが、部落差別は「同和問題等」と一括りにし、「人」の問題として扱っておらず、これについて説明が必要。	ご指摘を受け、該当箇所の記述を修正しました。地域で生活する多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備が重要と考えており、男女共同参画の視点に立った人権教育・啓発、就業・生活支援等を進めていきます。
23 安心	部落女性には、社会進出の足がかりすら満足になく、差別による貧困と格差の結果、教育・就職の機会均等さえ十分ではない。DV被害も他のグループ集団よりはるかに多い。教育・福祉・労働・生活など、あらゆる場面で部落女性への支援を政策化するべき。	
24 暴力	女性に対するあらゆる暴力の根絶にむけ、京都府家庭支援センターが中心となり府と市町村、民間支援団体等との連携強化が必要で、府民と接する婦人相談員の身分保障を含めた拡充、支援団体への財政的支援を行うべき。	DV(配偶者等からの暴力、ドメスティック・バイオレンス)については、家庭支援総合センターを中心に取り組んでいるところですが、今後、市町村や民間支援団体等との連携の強化と支援体制の充実に努めます。また、セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の女性に対する人権侵害についても、京都労働局や京都府警察本部と連携して予防啓発や性犯罪の対策等を進めます。
25 暴力	デートDVの予防啓発は、大学との連携だけでなく高校生にも行うべき。	デートDV(交際中の男女間の暴力)の予防啓発は、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から重要と考えており、大学だけでなく高校とも連携して進めていきます。
26 健康	晩婚化でハイリスク妊娠となる年齢になってから、また、不妊治療が必要になってから支援するのではなく、早い時期からの教育や、女性が望んだ時に妊娠・出産でき、子育てしながら働き続けられる環境づくりが必要。	妊娠・出産を含めて心身と健康についての正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、「妊娠出産・不妊ほっとコール」などの相談対応も実施していきます。また、ワーク・ライフ・バランスセンターを設置して事業所等への働きかけを行うなど、ワーク・ライフ・バランスを推進し、女性が出産等に際して退職することなく、子育てをしながら働き続けられる環境づくりを進めます。

26

項目	「KYOのあけぼのプラン(第3次)」の施策の分野
参画	1 政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大
理解	2 男女共同参画についての理解の促進と教育・学習の充実
就業	3 働く場における男女共同参画の推進
仕事と生活	4 仕事と生活の調和の推進
育児	5 ライフスタイルに応じた子育て支援等の充実
男性	6 男性の課題に対応した男女共同参画の推進
地域	7 家庭・地域における男女共同参画の推進
安心	8 多様な立場の府民が安心して暮らせる環境の整備
暴力	9 女性に対するあらゆる暴力の根絶
健康	10 生涯を通じた男女の健康支援